

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年10月から19年5月までを15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間②に係る標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月21日から19年6月30日まで
② 平成18年12月15日

私は、平成18年6月から19年6月までA社に勤務していたが、当該期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されている上、18年12月15日に支給された賞与の記録も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成18年10月1日から19年6月30日までの期間については、当該期間に係る標準報酬月額は、申立事業所が

保管する申立人の給料支給控除一覧表で確認できる保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載されている申立人の資格取得時の報酬月額が13万4,000円であることから、事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、前述の給料支給控除一覧表から確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年6月21日から同年10月1日までの期間については、前述の給与支給控除一覧表により、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額（13万4,000円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②について、申立事業所が保管する申立人の平成18年12月賞与支給控除一覧表から、申立人は、事業主から賞与の支払を受け、標準賞与額（14万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 740（事案 675 及び 719 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から8年3月までのうち2年間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から8年3月までのうち2年間

これまで2回、年金記録確認地方第三者委員会から記録の訂正は必要でないとする通知を受け取ったが、国民年金保険料を払ったとする私の父親は、「自分があたかも嘘をついているかのような決定で到底納得できない。」と言っている。

また、父親は、「息子は、平成4年4月から8年3月までは大学生で収入が無いため、当初、保険料は納付していなかった。その間、督促状が10回以上送られてきており、息子が実家に帰省した折、督促状を見せられ、息子の将来のことを思い納付した。納付時期は3年生後半（平成6年か7年頃）から卒業前（平成8年3月）までの間、納付回数は1回、納付した保険料額は2年間相当分（金額は、20万円台）であったと思う。息子が大学を卒業し、民間企業に就職してからは、督促状が送られてくることはなかった。9年に基礎年金番号制度が導入された際に、記録漏れ、照合不十分、名を『A』と読めず、オンラインに入力ミスをした等の原因により、学生時代の国民年金の記録が未統合になったものと思われ、さらに、息子は、8年4月の就職後、1年半の間にB県内を複数回転居したため、連絡不十分となり、記録が抹消されたか、破棄されたか、宙に浮いてしまったのではないかと。保険料を納付したことは事実であり、親子の信頼や絆に係る大切なことである。」と言っている。

領収書等の資料は無いが、父親が納付したことは事実であるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親からも納付金額、納付時期及び納付場所に関する具体的な供述を得ることができない上、申立人

の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 5 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、申立人は、両親は絶対に納付したと証言していると主張して再申立てを行っているが、申立人の両親から、再度、事情を聴取しても、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないとして、平成 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の決定に納得ができないとして再申立てを行っているが、申立期間の保険料の納付をうかがわせる新たな資料の提出は無く、これまでに収集した資料等を含めて再検討したが、申立期間の保険料が納付された事情は見当たらない。

また、申立人の父親は、「平成 9 年に基礎年金番号制度が導入された際に、記録漏れ、照合不十分、又はオンラインのカナ入力ミスにより、国民年金の記録が未統合になったか、若しくは、8 年 4 月から 1 年半の間の複数回転居したことが原因で記録が不明になったのではないか。」と主張しているが、オンライン記録を見ると、当初、最初に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険被保険者記号番号と、20 歳（平成 4 年）になったときに払い出された国民年金手帳記号番号の二つが共に申立人の基礎年金番号とされていたところ、平成 9 年 10 月に統合され、厚生年金保険被保険者記号番号が現在の基礎年金番号となっていることが確認でき、当該統合された手帳記号番号の納付記録及び C 市が保管する申立人の国民年金の納付記録、並びに C 市及び D 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納となっていることが確認できる。

さらに、前述の二つの被保険者名簿を見ると、いずれも申立人の名前には「A」とカナが振ってある。

加えて、申立人が 20 歳になったときに払い出された手帳記号番号以外に申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月頃から 9 年 7 月頃まで

私は、申立期間において、A市にあるB社に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、「申立人は当社に勤務していたことがあると思う。」と回答している上、申立人が名前を挙げている同僚3人のうち二人について、平成3年8月から現在まで申立事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないが、申立人は、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の同僚二人には、申立事業所に係る雇用保険の加入記録が確認できる一方、申立人の加入記録は確認できない。

また、事業主は、「当時は、入社してもすぐに辞める人が多かったので、1年ぐらい様子を見てから社会保険に加入させていた。申立人は短期間しか勤務していないので、厚生年金保険の加入手続は行っていない。」と回答しているところ、申立人及び事業主が名前を挙げている従業員で、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない者が複数いる上、前述の同僚の一人は、「当時は、正社員のほかに、臨時・日雇いの者も5人ぐらいいた。」と回答していることから判断すると、申立期間当時、申立事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、平成8年12月以前から厚生年金保険の被保険者である場合、基礎

年金番号制度が導入された9年1月時点の厚生年金保険被保険者記号番号を基礎年金番号として付番されたところ、申立人は、オンライン記録により、4年5月から21年9月まで国民年金の不在被保険者とされていることが確認でき、所在が判明した同年9月に初めて国民年金手帳記号番号が基礎年金番号として付番されていることから判断すると、少なくとも、申立期間のうち9年1月から同年7月までについて、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、事業主から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで

私は、平成 4 年 10 月 7 日付け辞令により、A 社から B 事業所（平成 4 年 12 月 8 日に C 社として法人設立）へ出向を命じられ、A 社から継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している C 社に係る平成 4 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている中途就職年月日（平成 4 年 12 月 8 日）、同社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録（平成 4 年 12 月 8 日資格取得、5 年 3 月 31 日離職）、A 社の事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿から、C 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 3 月 1 日からであり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「C 社を立ち上げたとき、A 社から申立人を含む 3 人の従業員に C 社へ行ってもらった。3 人には申し訳ないが、C 社の厚生年金保険の加入が遅れたため、平成 4 年 12 月から 5 年 2 月までの 3 か月間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことは事実である。」と回答しているところ、当該同僚二人についても、申立人と同様に、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、前述の同僚のうちの一人は、「C 社へ異動するときに、A 社の事業主から、『厚生年金保険や健康保険は、まだ加入していないので、無

い状態で行ってくれ。』と説明を受けたような気がする。そのため、私は、国民年金と国民健康保険に加入した。」と回答しているところ、当該同僚は、オンライン記録により、申立期間に国民年金に加入し、申立期間のうちの一部の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、C社が申立人に交付した平成4年分給与所得の源泉徴収票を所持しているところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額（29万101円）と摘要欄に記載されているA社で控除された社会保険料額（28万8,109円）との差額（1,992円）は、C社の平成4年12月の給与支払金額（43万7,920円（給与支払金額266万7,304円とA社で支給された給与支払金額222万9,384円との差額））に見合う雇用保険料とほぼ一致することから、当該源泉徴収票では、C社から支給された4年12月の給与から厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。